平成２６年（フ）第８５号
長崎県佐世保市相浦町606番地１　特別養護老人ホームあいのうら、前住所長崎県佐世保市新田町352番地　新田団地４―３棟―103
債務者　浅田　芳子
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第１５６号
広島県福山市南手城町４―14―５、住民票上の住所広島県福山市蔵王町１丁目１番38号
債務者　鐘尾　幸己
1　決定年月日時　平成26年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第１６０号
広島県福山市松永町３丁目４番12―507号
債務者　砂取　尚子
1　決定年月日時　平成26年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第１６５号
広島県福山市引野町２丁目20番２号　佐藤アパート
債務者　伊東　雅也
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第１７６号
青森県下北郡大間町大字大間字大間平20番地48　大間平第２団地３―４
債務者　山本　佑妃
1　決定年月日時　平成26年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２９号
長崎県南島原市有家町石田1342番地
債務者　水江　勝則
1　決定年月日時　平成26年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月19日午前10時15分
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２６年（フ）第３０号
長崎県島原市上新丁１丁目2530番地１、前住所長崎県島原市上の原３丁目6195番地１生田アパートＡ―８
債務者　川村　涼子
1　決定年月日時　平成26年８月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月19日午前10時
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２６年（フ）第１２３８号
横浜市鶴見区矢向６丁目４番22号　金子荘201号室
債務者　錦見　俊哉
1　決定年月日時　平成26年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月１日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１２４２号
横浜市中区扇町４丁目11番地３　第一西村ビル3022号室
債務者　内野　雪雄
1　決定年月日時　平成26年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１２４４号
横浜市神奈川区白幡西町20番12号　ハイツ西町101号
債務者　井手れい子
1　決定年月日時　平成26年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１２４５号
横浜市神奈川区白幡西町20番12号　ハイツ西町101号
債務者　井手　由以
1　決定年月日時　平成26年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１２３９号
横浜市鶴見区下野谷町３丁目105番地
債務者　堀越　有紀
1　決定年月日時　平成26年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４７８号
東京都三鷹市深大寺１丁目４番７号グリーンハウス三鷹203
債務者　佐野　信彦
1　決定年月日時　平成26年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月３日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第６２号
松江市西浜佐陀町518番地３　県営住宅浜佐陀団地２号棟232号、旧住所松江市西浜佐陀町549番地６　コーポ土江202号室
債務者　山口　秀治
1　決定年月日時　平成26年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１２５５号
横浜市神奈川区羽沢南３丁目２番１号　ヒルハイツ羽沢Ａ―202号
債務者　有本　淳也
1　決定年月日時　平成26年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月８日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部